

# 令和5年度 指定障害福祉サービス事業者等指導監査実施状況

## 1 指導検査

運営指導（実地指導）

ア 実施事業所（事業者）数

25事業所（23事業者）

イ 実施事業数

45事業

【内訳】

事業種別	実施数 ( )
居宅介護	10
重度訪問介護	9
同行援護	7
就労継続支援B型	4
小計	30

事業種別	実施数 ( )
児童発達支援	7
放課後等デイサービス	8
小計	15

1の事業所において複数の事業を運営している場合、各々計上している。

ウ 指導事項

(ア) 文書による指導数

延べ106事業（対象：31事業）

(イ) 指導事項の内容

指導事項	事業数
利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備等を適切に行っていないので是正すること。	16
基本報酬の算定が不適正なので是正すること。	8
児童指導員等加配加算の算定が不適正なので是正すること。	8
利用定員を遵守すること。	7
配置すべき従業者について適切に配置していないので是正すること。	6
従業者等であった者が利用者又はその家族の秘密をもらいために必要な措置が不十分なので是正すること。	4
欠席時対応加算の算定が不適正なので是正すること。	4
個別支援計画未作成減算を適切に算定していないので是正すること。	4
個別支援計画の作成に際し、文書により利用者等の同意を適切に得たことが確認できないので是正すること。	3

指導事項（続き）		事業数
サービスの提供日、内容その他必要な事項を、その都度適正に記録していないので是正すること。		3
業務管理体制の整備等をしていないので是正すること。		3
利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示が不十分なので是正すること。		3
初回加算の算定が不適正なので是正すること。		3
人員欠如減算を適切に算定していないので是正すること。		3
個別支援計画の作成が適切ではないので是正すること。		2
個別支援計画を作成し、当該計画に基づいたサービスを提供すること。		2
提供したサービスに係る記録が適切に保存されていないので是正すること。		2
事故が発生した場合は、速やかに都に連絡を行うこと。		2
提供するサービスの質の評価及び改善に係る取組を適切に行っていないので是正すること。		2
家庭連携加算の算定が不適正なので是正すること。		2
専門的支援加算の算定が不適正なので是正すること。		2
その他	利用者に対するサービスの提供に関すること。	8
	加算又は減算の算定が不適正なので是正すること。	7
	事業所の運営に関すること。	2
合 計		106

#### オ 改善状況（令和6年5月31日現在）

	文書指摘あり		文書指摘なし	合計
	改善済	改善中		
事業所数	17	3	5	25

#### 集団指導

実施はありませんでした。

#### 2 監査

介護給付費の請求について不正が疑われる指定障害福祉サービス事業者に対し、東京都と合同で監査を実施し、関係書類の提出を求めるとともに法人代表者及び従業者に対する聞き取り調査を行った。（令和6年5月31日現在継続対応中）